資料2 リスク分担

:リスクが顕在化した場合に原則として負担を負う

:リスクが顕在化した場合の負担が、主負担者に比べて小さい又は限定的に負担を負う

空欄:リスクが顕在化した場合に原則として負担を負わない。

国」とは法務省及び国土交通省を指すものとする。

		- * ***	l		負	日者	
段階	リスクの種類		No.	リスクの内容	国」	SPC	説明等
	入札手続リスク		1	入札説明書の誤り、入札手続等			
			2	国」の帰責事由によりSPCと契約が締結できない又は契約締結に時間を要する場合			
			3	SPCの帰責事由により国」と契約が締結できない又は契約締結に時間を要する場合			
	制度関連リスク	法令変更リスク	4	本事業に係る根拠法令の変更、新たな規制の立法の 成立等			
			5	本事業のみならず、広く一般的に適用される法令の変 更や新規立法(建設期間)			
			6	本事業のみならず、広く一般的に適用される法令の変 更や新規立法(維持管理期間)			
		税制変更リスク	7	消費税に関する変更又はSPCに課される税金の内、 その利益に課されるもの以外に関する税制度の変更			国」の支出に含まれる税金の増減 額については、これに応じて国」の 支出額を改定する。
				本事業に関する新税の成立や税率の変更の内、SPC の費用増加が明らかに確定可能であり、SPCの工夫に よる費用増加の抑制が不可能なもの。			増減税措置に応じて、国」の支出額 を改定する。
			9	SPCに課される税金の内、その利益に課されるものの税制度の変更			
		許認可の取得	10	工事や維持管理業務の実施にあたって、国」が取得 すべき許認可の遅延等による費用の増加			
			11	工事や維持管理業務の実施にあたって、SPCが取得 すべき許認可の遅延等による費用の増加			
	社会リスク	住民等の 要望活動	12	国」の提示条件や本施設を整備することそのものに対 する地域住民の要望活動 訴訟等に起因する費用の 増加等			
			13	BPCが行う調査、設計、建設、維持管理業務に関する 地域住民等の要望活動 訴訟等に起因する費用の増 加等			
共通		環境の保全	14	SPCが行う業務に起因する環境問題(騒音、振動、有 害物質の排出等)に関する対応			
		第三者賠償	15	国」の帰責事由による事故等により第三者に与えた損害(国」の帰責事由による事故等により第三者に与えた損害(国」の帰責事由により、通常避けることのできない 騒音、振動、地盤沈下、地下水の断水、臭気の発生等 によって第三者に損害を与えた場合を含む)			保険等又は同等の措置によってカ パーされる損害を超えるものは 国」 が負担する。
			16	SPCの帰責事由による事故、維持管理業務の不備に よる事故等により第三者に与えた損害 (SPCの帰責事 由により、通常避けることのできない騒音、振動、地盤 沈下、地下水の断水、臭気の発生等によって第三者に 損害を与えた場合を含む)			
			17	事業契約締結後の電波障害による第三者補償費用、 障害除去工事費用の追加費用			
	経済リスク	金利変動リスク	Î				基準金利の設定時期 固定化時期 は入札説明書等で示す。
			19	維持管理段階の金利変動			
		物価変動リスク	20	設計 建設段階の物価変動			設計・建設期間は物価水準の変動 に応じた対価の改定は行わない。
			21	維持管理段階の物価変動			物価水準等の変動が一定水準を超 える場合、維持管理業務に関する対 価を改定する。
		資金調達	22	本事業の実施に必要な資金の確保に関するリスク			
	債務不履行リスク	本事業の中止・ 延期	23	国」の指示、国会の不承認等による本事業の中止·延期			予算案の不通過や政策変更等によるものを指す。
			24	上記以外の事由による本事業の中止 延期 (不可抗力 リスクを除く)			
		構成員に関する リスク	25	SPCの構成員及び協力会社の業態悪化等に起因し 本事業の実施が困難となった又は遅延した場合			
	下請業者管理責任		26	SPCが締結する下請契約の管理 内容変更等			
				計画段階で想定していない(想定以上)の暴風 豪雨・ 洪水 高潮 地震 地滑り 落盤 落雷等の自然災害及 び戦争 騒擾 騒乱 暴動その他の人為的な現象による 施設の損害、維持管理業務の変更、中止			修復を行う場合、修復費用につき SPCが一部を負担する。 保険等又は同等の措置によってカ バーされる損害を超えるものは国」 が負担する。 本事業の変更や中止に伴いSPCに 発生した費用については国」が負
<u> </u>	<u> </u>		1				担する。

段階	リスクの種類		No.	リスクの内容		間	説明等
設計・建設			28	国」が実施した測量 地質調査等に不備があった場合	国」	SPC	
	計画 設計リスク	測量 調査リスク		SPCが実施した測量・地質調査等に不備があった場合			
		設計リスク	30	国」が提示した設計に関する与条件又は要求水準の内容に不備があった場合			
			31	SPCが実施した設計に不備があった場合			
		設計変更リスク	32	国」の指示により要求水準を越える内容の設計変更 を行ったことによる工事の遅延や工事費用等の増加			
			33	SPCの事由によって設計変更したことによる工事の遅 延や設計・工事費用等の増加			
	用地リスク	用地取得リスク	34	施設整備に係る用地の取得遅延、取得できなかったことによる計画変更、用地取得費の予算超過又は設計・ 工事費用等の増加			
		用地の瑕疵リスク	35	事業用地の土壌汚染、埋蔵物等による計画 設計変更 又は工事費用等の増加			
		地盤・地質リスク	36	当初調査では予見不可能な地質・地盤状況の結果、 工法・工期等に変更が生じた場合			
段階	建設リスク	工事完了の遅延	37	国」の指示、変更等、国」の帰責事由により事業契約 に規定する期日までに施設整備が完了しない場合			
			38	SPCの帰責事由により、契約期日までに施設整備が 完了しない場合			
			39	不可抗力により、契約期日までに施設整備が完了しな い場合			
		工事費増減	40	国」の指示、変更等、国」の帰責事由による工事費の増加			
				SPCの帰責事由による工事費の増加			
			42	不可抗力による工事費の増加			
		要求水準未達	43	本施設の完工検査等において、要求水準未達の箇所 や施工不良部分が発見された場合			
	工事監理リスク		44	SPCの実施する工事監理の不備により工事内容・工期 等に不具合が発生			
	施設瑕疵リスク		45	事業期間中に本施設の瑕疵が発見された場合 SPC の瑕疵担保期間内の場合)			
			46	事業期間中に本施設の瑕疵が発見された場合 (SPC の瑕疵担保期間終了後の場合)			
	施設損傷リスク		47	国」の帰責事由により本施設が損傷した場合			
			48	本施設の劣化に対して、SPCが適切な維持管理業務 を実施しなかったことに起因する損傷			
維持管理			49	国、SPCのいずれの帰責事由によらない事故や火 災等により本施設が損傷した場合			保険等又は同等の措置によってカ バーされる損害を超えるものは国」 が負担する。国」が修復ではなく 本事業の中止が合理的であると判 断した場合、SPCに発生した費用に ついては国」が負担する。
理段	施設改修等リスク		50	国」の帰責事由により本施設の改修が必要となった場合			組織変更に伴う間仕切壁の変更や 政策的改修は 国」の負担とする。
階			51	ー 要求水準未達等のSPCの帰責事由により必要 <i>と</i> なっ た改修工事実施及び費用の負担			
	維持管理費増大リスク 5		52	国」の指示以外の要因によいSPCの維持管理費が増 大する場合(物価変動による場合を除く)			
	要求水準未達リスク		53	SPCの実施する維持管理業務の内容が要求水準に達 しない場合			
Í	業務内容変更リスク 5		54	国」の指示による維持管理業務の変更			
	支払遅延 不能リスク		55	国」の事由によるサービス購入費の支払の遅延、不 能等			
	入居遅延リスク			国」の事由による入居時期の遅延			
終っ	7			事業期間終了時における本施設の性能の保持			
了 時			58	事業終了時の手続に関する諸費用の発生及び事業会 社の清算に必要な費用の負担			